

## 「詐欺的な定期購入商法」禁止！

販売サイト等で「お試し500円」「モニター価格10円」「初回実質0円」など、通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品や飲料、化粧品の通信販売に関する相談が多く寄せられています。

定期購入の条件や総額支払額などが分かりにくい箇所に記載されていたり、定期購入ではないと誤認させる表示が横行し、「お試しのつもりだったのに」といった相談が後を絶ちません。

【事例】40歳代男性 士別市  
ニュースサイトの広告で「モニター初回購入価格10円」「安心の解約補償」とあり、注文しコンビニで10円を支払った。2週間後同じ商品が9袋（3カ月分が一度に届き、商品代金33,825円の請求書が同梱されていた。広告には「定期購入」の記載はなかった。

【事例】30歳代女性 士別市  
動画投稿サイトの広告で、「腸活できれいスリム初回500円」「定期購入の縛りなし」とあり注文した。飲んで効果が見られず2回目を中止するために何度も電話をするが回線が混みあっていて繋がらない。

【事例】10歳代女性 士別市  
ネットでダイエットサプリや化粧品を見て「お試し200円」「初回0円」とあり、10社の通販サイトからサプリメントや化粧品を次々に注文した。商品が届き代金をコンビニで支払ったが、全て定期購入だったのか2回目の商品が届いた。総額8万円以上を請求されているが高校生の自分には支払うことができない。

### 【詐欺的な定期購入商法禁止】

このような詐欺的な定期購入商法に対する強化策を盛り込んだ改正特定商取引法が令和3年6月16日に公布されました。今回の改正で、定期購入であることを明示しなかったり、誤認させる表示をした事業者は、行政処分の他に刑事罰（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）に処せられます。さらに消費者が不正な表示を見て契約した場合は、契約を解除できるようになります。

#### ■解約や返品ルールの確認は「注文前」に

インターネット通販をはじめ通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品できるかどうか、返品の送料負担などの条件（返品特約）は表示内容に従うことになります。

#### ■「最終確認画面」を必ず確認

「最終確認画面」とは、申し込みの最終確認ボタンをクリックする前に、申し込みの内容の確認や訂正ができる画面です。販売サイトや申し込みの「最終画面等」の印刷やスクリーンショットの撮影をするなど、契約内容を記録しておきましょう。トラブルが生じた場合には、士別地区広域消費生活センター23-3820にご相談下さい。

### 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

#### ■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harplg.jp/MiYrWNqj>

